

水源環境保全・再生かながわ県民会議 市民事業等審査専門委員会 設置要綱

(設置)

第1条 水源環境保全・再生かながわ県民会議（以下「県民会議」という。）設置要綱第6条第1項に基づき市民事業等審査専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 専門委員会は、次の事項について検討する。

- (1) NPO等が行う事業を支援する仕組みに関すること
- (2) 対象事業の審査に関すること

(委員)

第3条 専門委員会の委員は、県民会議設置要綱第6条第2項から第6項の規定による。

(会議)

第4条 専門委員会は、委員長が召集し、その議長となる。

(会議の公開)

第5条 専門委員会は、原則として公開とし、公開の方法等は県民会議の扱いを準用する。

(庶務)

第6条 専門委員会の庶務は、環境農政部緑政課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が別に定める。

附則 この要綱は、平成19年5月16日から施行する。

附則 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

専門委員会名称の変更について

県民会議から、当専門委員会名称の変更について以下のとおり報告があった。当専門委員会は、対象事業の審査のみならず、支援の仕組みについての検討も所掌事項となっており、今後とも、引き続き支援の仕組みについて検証を行っていく必要があることから、その実態に即して名称を「市民事業専門委員会」に変更することとしたい。

- ・県民会議からの報告（「かながわ水源環境保全・再生の取組の現状と課題」から抜粋）
県民会議は、今後とも市民事業の支援のあり方等について、引き続き、定期的・継続的に検証していく必要があることから、当専門委員会名称についてもそれに即した名称の変更を検討する必要がある。